明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一二二）　一
〔告　示〕
○農薬を登録した件
（農林水産一六一八～一六二二）　三
○農薬を再登録した件（同一六二三）
○農薬の登録が失効した件
（同一六二四）　六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認関係　五五
地方公共団体
行旅死亡人関係　五五
会社その他
会社決算公告　五五

省令

○厚生労働省令第百二十二号

児童福祉法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十七号）及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百五十七号）の施行に伴い、並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）及び児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の規定に基づき、及びこれらの法令を実施するため、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月十三日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第一条の二中「第六条の二第二項」を「第六条の二の二第二項」に改める。

第一条の二の二中「第六条の二第四項」を「第六条の二の二第四項」に改める。

第一条の二の三中「第六条の二第五項」を「第六条の二の二第五項」に改める。

第一条の二の四中「第六条の二第七項」を「第六条の二の二第七項」に改める。

第一条の二の五中「第六条の二第八項」を「第六条の二の二第八項」に改める。

第七条を次のように改める。

第七条　都道府県は、法第十九条の二第一項の規定に基づき、毎月、小児慢性特定疾病医療費を支給するものとする。

医療費支給認定（法第十九条の三第三項に規定する医療費支給認定をいう。以下同じ。）に係る小児慢性特定疾病児童等（法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。以下同じ。）が指定小児慢性特定疾病医療機関（同項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関をいう。以下同じ。）から指定小児慢性特定疾病医療支援（法第十九条の二第一項に規定する指定小児慢性特定疾病医療支援をいう。以下同じ。）を受けたときは、法第十九条の三第十項の規定により当該小児慢性特定疾病児童等に係る医療費支給認定保護者（同条第七項に規定する医療費支給認定保護者をいう。以下同じ。）に支給すべき小児慢性特定疾病医療費は当該指定小児慢性特定疾病医療機関に対して支払うものとする。

都道府県は、医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が緊急その他やむを得ない事由により法第十九条の三第五項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病医療支援を受けるものとして定められた指定小児慢性特定疾病医療機関以外の医療機関から当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病医療支援を受けた場合において、その必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該小児慢性特定疾病児童等に係る医療費支給認定保護者に、支給すべき小児慢性特定疾病医療費を支払うことができる。

第七条の次に次の四十条を加える。

第七条の二　令第二十二条第一項第二号イに規定する厚生労働省令で定める者（以下「医療費支給認定基準世帯員」という。）は、次の各号に掲げる医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者（法第十九条の三の第一項に規定する小児慢性特定疾病児童等の保護者をいう。以下この条及び第七条の九において同じ。）が後期高齢者医療の被保険者である場合（第二号に掲げる場合に限る。）は、当該小児慢性特定疾病児童等の保護者及び当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の加入している国民健康保険の被保険者（当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等以外の者であつて、かつ、当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等と同一の世帯に属するものに限る。）とする。

一　医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の加入している医療保険が国民健康保険以外である場合　当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の加入している医療保険各法（健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国家公務員共